

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正後		現行	
別表第一（第六十九条第一項第三号ハ関係）			
項目	記載する事項	項目	記載する事項
(略)	(略)	(略)	(略)
預金に関する指標	一 流動性預金、定期性預金及び譲渡性預金その他の預金の平均残高 二 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 (新設)	流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 (新設)
貸出金等に関する指標	一 (略) 二 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 三 担保の種類別（当信用協同組合等預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額 四〃六 (略)	一 (略) (新設) 二 担保の種類別（当信用協同組合等預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高 三〃五 (略)	一 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高 二 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高
有価証券に関する指標	一 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高 二 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高	一 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及び貸付商品債券の区分をいう。）の平均残高 (新設)	一 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高 二 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高

<p>三  有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分をいう。）の平均残高</p> <p>四  (略)</p>	<p>信託業務に関する指標</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高</p> <p>三 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高</p> <p>四 (略)</p> <p>五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高</p> <p>六 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高</p> <p>七 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高</p> <p>八～十一 (略)</p> <p>十二 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高</p>
<p>二  有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、その他の証券及び貸付有価証券）の平均残高</p> <p>三  (略)</p>	<p>信託業務に関する指標</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の期末受託残高</p> <p>三 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の期末受託残高</p> <p>四 (略)</p> <p>五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高</p> <p>六 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の期末残高</p> <p>七 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の期末残高</p> <p>八～十一 (略)</p> <p>十二 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式その他の証券の区分をいう。）の期末残高</p>